

# 和歌山県立夜間中学設置 基本計画（案）

和歌山県教育委員会

## 〈目次〉

### 1 夜間中学の概要および動向

- (1) 夜間中学の概要
- (2) 国の動向
- (3) 他県の動向

### 2 本県における夜間中学設置の必要性

### 3 夜間中学設置の基本方針

- (1) 目指す学校の姿
- (2) 設置主体及び設置形態
- (3) 開校時期
- (4) 設置場所
- (5) 対象生徒
- (6) 学級編制・教職員
- (7) 入学判断
- (8) 修業年限
- (9) 編入学
- (10) 教育課程等
- (11) 費用
- (12) 食事
- (13) 制服等

### 4 夜間中学開校に向けた今後の取組

#### 〈参考資料〉

##### 【資料1】

東牟婁地方における夜間中学に関するアンケート 調査結果

##### 【資料2】

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

##### 【資料3】

義務教育費国庫負担法

##### 【資料4】

第3期教育振興基本計画

##### 【資料5】

第4期教育振興基本計画

## 1 夜間中学の概要及び動向

### (1) 夜間中学の概要

夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒に、義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代から設置されました。昭和30年頃には、設置数は80校以上を数えましたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少していきました。

2024（令和6）年4月現在、31都道府県・指定都市に53校が設置されています。現在は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の方など、様々な背景をもつ生徒の多様な学びを保障しています。

### (2) 国の動向

2016（平成28）年12月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定され、年齢や国籍その他のおかれている事情にかかわらず、教育の機会が確保されること等を基本理念として、学齢期を経過した者で、小中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられました。

2017（平成29）年3月には、「義務教育費国庫負担法」が改正され、都道府県が夜間中学を設置する場合においても、教職員給与等に要する経費が国庫負担の対象に加えられることになりました。このことにより、都道府県立の夜間中学の設置が促進されることが期待されています。

2018（平成30）年6月には、「第3期教育振興基本計画」が閣議決定され、政府の方針として、「全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進する」ことが示されました。

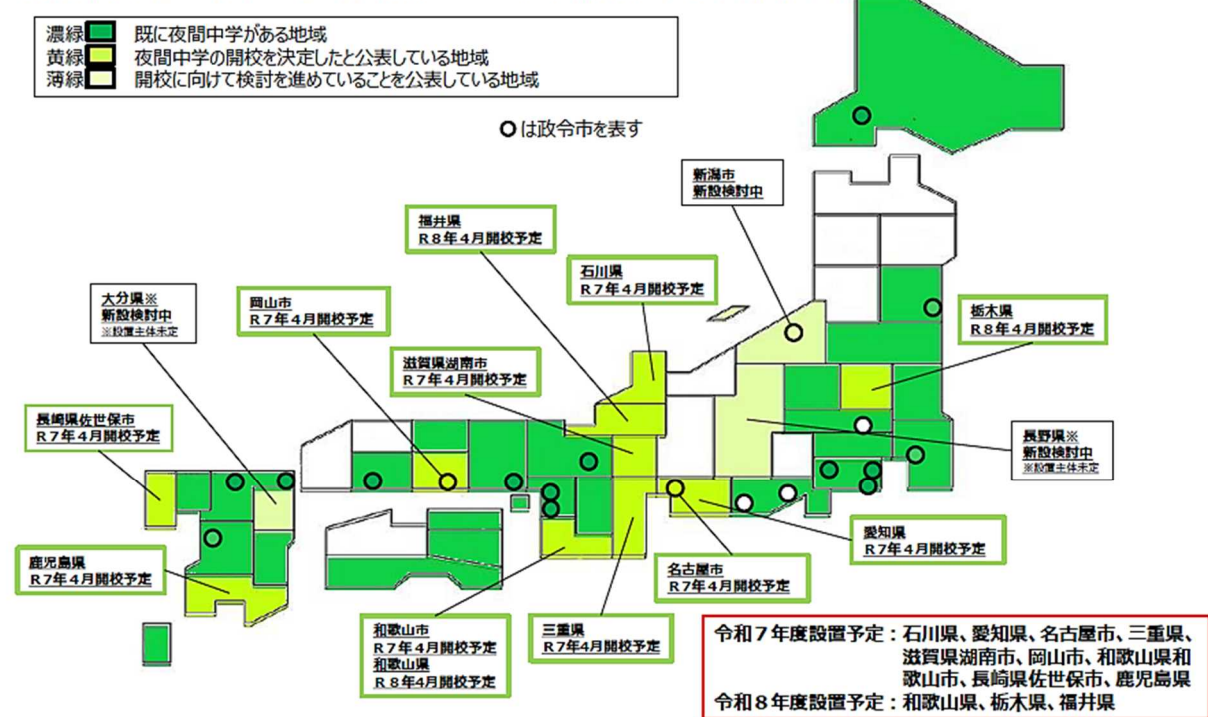
さらに、2023（令和5）年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」においては、「全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する」ことが示されました。

### (3) 他県の動向

2024（令和6）年4月現在、31都道府県・指定都市に53校が設置されています。また、2025（令和7）年に9都道府県・指定都市に、2026（令和8）年に3都道府県において設置が予定されており、図1に示すように全国的に夜間中学設置の動きが広がっています。

図 1

既設夜間中学一覧(R6年4月時点) 31都道府県(18)・指定都市(13)に53校



夜間中学の設置・検討状況（文部科学省HP掲載）より

## 2 本県における夜間中学設置の必要性

本県においては、2020（令和2）年の国勢調査により、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者が9,286名存在することがわかっています。公立中学校における不登校生徒数も2023（令和5）年度は1,355名見られました。また、本県における在留外国人数は2023（令和5）年12月末現在、9,090名であり、年々増加傾向にあります。

このような状況から、学齢を超過した者であって、学校における就学の機会の提供を希望する者に対し、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会を確保するため、本県に夜間中学の設置が必要であると考えています。

## 3 夜間中学設置の基本方針

### （1）目指す学校の姿

**多様な個性を輝かせ、**

**学ぶ喜び、わかる楽しさいっぱいの学校**

様々な理由で教育を受けることができなかつた人や学び直しを希望する人が、自身の夢や希望に応じて学ぶことのできる学校を目指します。

**(2) 設置主体及び設置形態**

県が主体となり、県立夜間中学を単独校として設置します。

**(3) 開校時期**

2026（令和8）年4月に開校します。

**(4) 設置場所**

現県立新翔高等学校施設内に設置します。

**(5) 対象生徒**

入学対象者は、以下の全てを満たす人とします。

- ・ 学齢期（満15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）を過ぎた人
- ・ 中学校を卒業していない人、又は、不登校等の理由により、十分に学ぶことができなかつた人（国籍等は問いません。）
- ・ 県内在住又は、県内で働いている人

なお、学齢期の中学生で現在の中学校に籍を置いたまま通学を希望する生徒の受け入れについては、今後も検討していきます。

**(6) 学級編制**

開校時の学級数を3学級（3学年）とし、各学年10人程度とします。入学時期は4月を基本とします。生徒の実態に応じて学期途中からの入学も可能とします。

**(7) 入学判断**

生徒募集要項に基づき、県教育委員会による面接を実施し、入学希望者の就学状況、入学希望理由等について聞き取りを行い、入学の可否等を判断します。

**(8) 修業年限**

学校教育法に基づく中学校として、3年を基本とします。ただし、本人の希望や就学状況、進路等を総合的に判断して、原則最長9年までの在籍を可能とします。

**(9) 編入学**

原則として第1学年に入学しますが、過去の就学状況や学力等により、第2学年や第3学年に入学する場合があります。

## (10) 教育課程等

中学校学習指導要領に基づいた教育課程を編成するとともに、生徒の学びの状況に応じた特別の教育課程を編成します。

### ①授業時数

1年間の総授業時数を700時間程度とします。

### ②校時表

月曜日から金曜日まで、1単位時間当たり40分間の授業を1日4単位時間行い、1週間当たり20単位時間とします。

登校時刻…17時30分頃

下校時刻…21時頃

### ③授業の実施方法

対面による授業を基本とし、生徒の実態に応じて、個別学習や協働学習を取り入れた授業を実施します。学年間の交流が深められる時間や単元においては、3学年合同で授業を行います。生徒の実態によっては、コース別による授業も検討します。

### ④ICTを活用した教育

全生徒に1人1台端末を配備し、学習状況に応じた個別学習や協働学習において活用できるようにします。

### ⑤学校行事

生徒の実態や意向を踏まえながら、工夫して実施していきます。

### ⑥学期及び長期休業

3学期制とし、夏休み等の休業期間を設けます。

## (11) 費用

授業料は無償とし、教科書についても無償で配布します。学用品や学校行事等に係る実費については、自己負担とします。

## (12) 食事

学校給食は実施しません。ただし、各自軽食を持参し、補食する時間を設けます。

## (13) 制服等

制服、体操服等の指定は行いません。

#### 4 夜間中学開校に向けた今後の取組

県民の理解や関心を高め、入学希望者を把握していくため、各市町村や関係諸機関等との連携強化を図り、様々な機会や媒体を活用し、積極的に広報・周知活動を推進していきます。

また、夜間中学への多様なニーズに対応するため、人員配置や施設の整備、教育課程等について、以下の年度で具体的な検討を行っていきます。

2024（令和6）年度
<ul style="list-style-type: none"><li>○和歌山県立夜間中学設置準備委員会の開催</li><li>○夜間中学フォーラムの開催</li><li>○広報用チラシ・ポスター等の制作、配布</li><li>○アンケート調査の実施</li><li>○県教育委員会義務教育課内にホームページを開設</li><li>○夜間中学授業体験会の開催</li><li>○校名・校章・校歌等検討</li><li>○和歌山県立夜間中学設置計画の策定</li></ul>
2025（令和7）年度
<ul style="list-style-type: none"><li>○条例・規則の改正</li><li>○教育課程の編成</li><li>○施設・設備の整備、教材・備品等の整備</li><li>○入学説明会の開催</li><li>○入学希望者募集、授業体験会、面接等の実施</li><li>○教員配置の検討</li></ul>
2026（令和8）年度
<ul style="list-style-type: none"><li>○（4月）夜間中学開校</li></ul>

## ＜ 参 考 資 料 ＞

### 【資料 1】

東牟婁地方における夜間中学に関するアンケート 調査結果

### 【資料 2】

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

### 【資料 3】

義務教育費国庫負担法

### 【資料 4】

第 3 期教育振興基本計画

### 【資料 5】

第 4 期教育振興基本計画



## 東牟婁地方における夜間中学に関するアンケート 調査結果（概要）

## 1 趣 旨

令和8年4月に、東牟婁地方において夜間中学を開校するにあたり、入学を希望している方についての情報を収集し、個別のニーズを把握することで、生徒の実情に応じた教育課程の編成を円滑に進める。

## 2 方 法

- ・実施期間 令和6年8月9日（金）から10月18日（金）
- ・対 象 原則として東牟婁地方に在住・勤務している方
- ・回答方法 インターネットフォーム、FAX、郵送、アンケート箱に投函

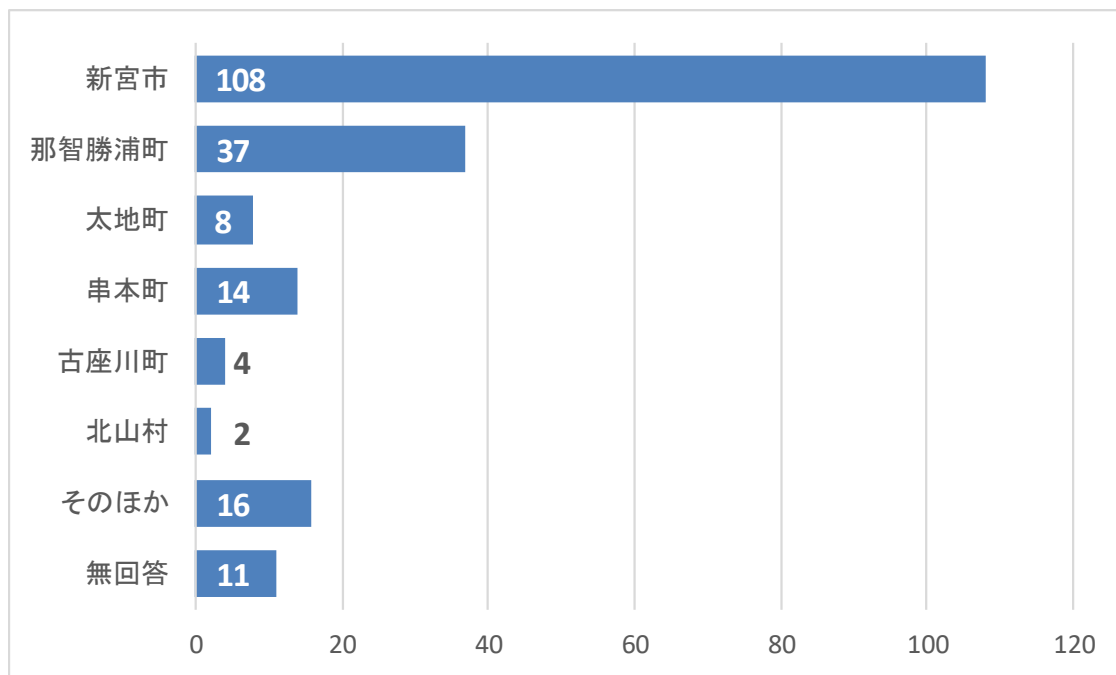
## 3 結果

(1) 有効回答数 194件

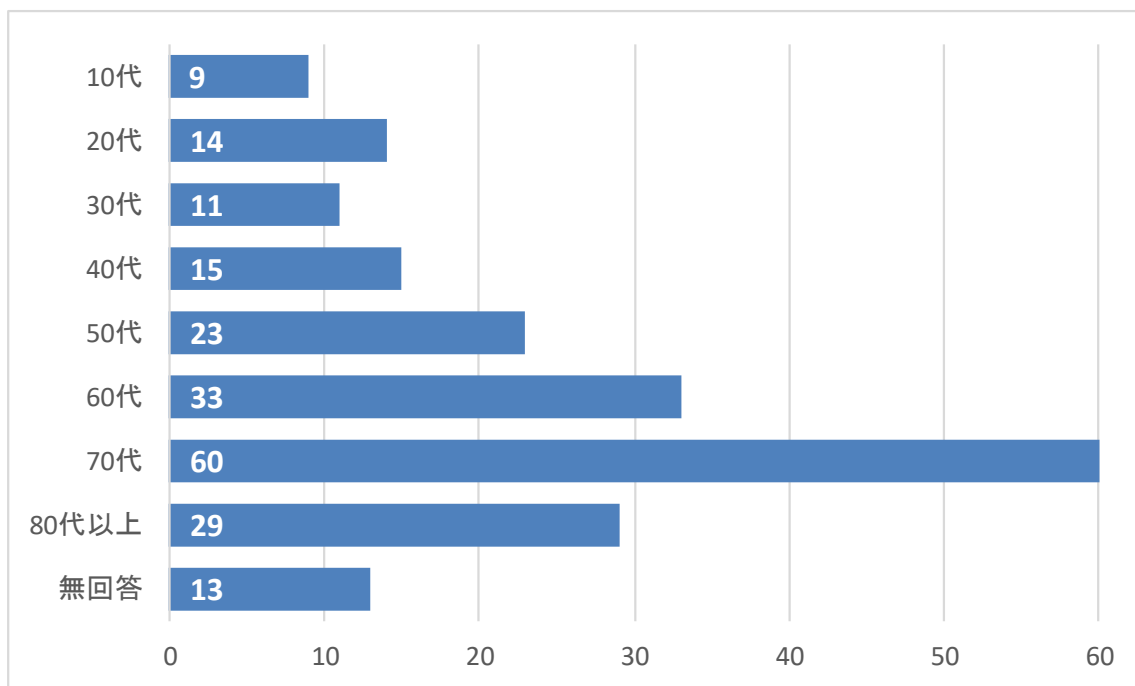
(2) 回答者の居住地・国籍・年代

①居住地別（人）		②国籍別（人）		③年代別（人）	
新宮市	108	日本	191	10代	9
那智勝浦町	37	フィリピン	2	20代	14
太地町	8	インドネシア	1	30代	11
串本町	14			40代	15
古座川町	4			50代	23
和歌山市	4			60代	33
田辺市	3			70代	60
北山村	2			80代以上	29
白浜町	1			無回答	13
上富田町	1				
有田川町	1				
大阪	1				
三重	1				
無回答	11				

(2) ①居住地別

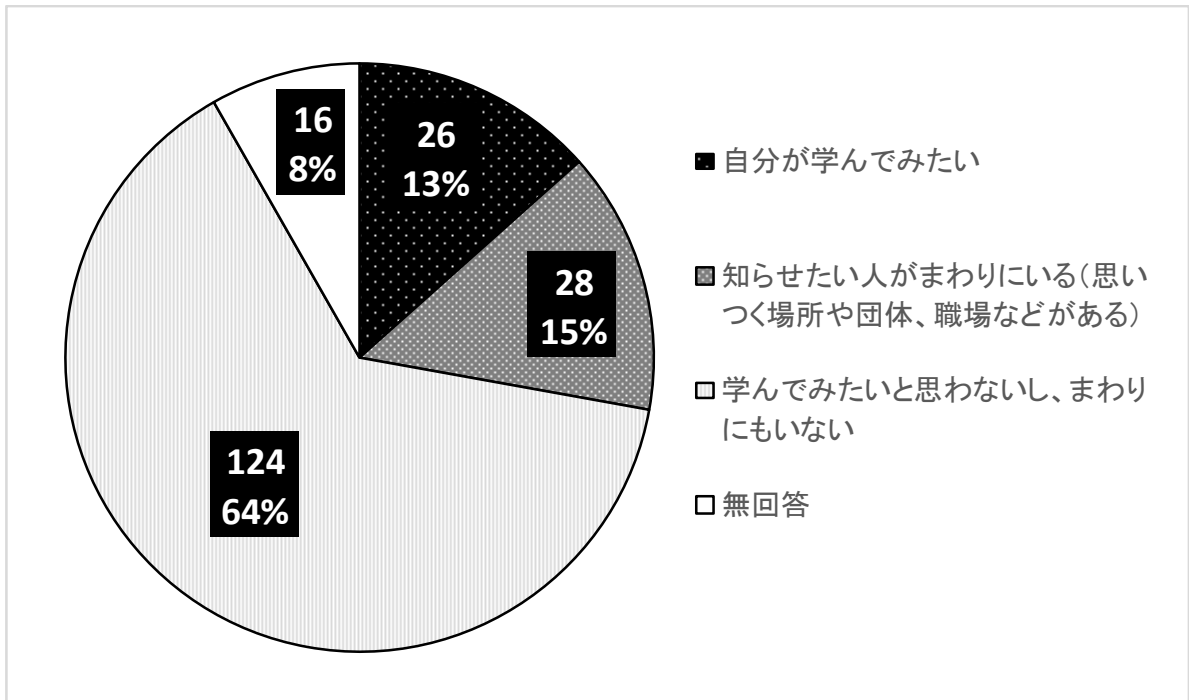


(2) ③年代別



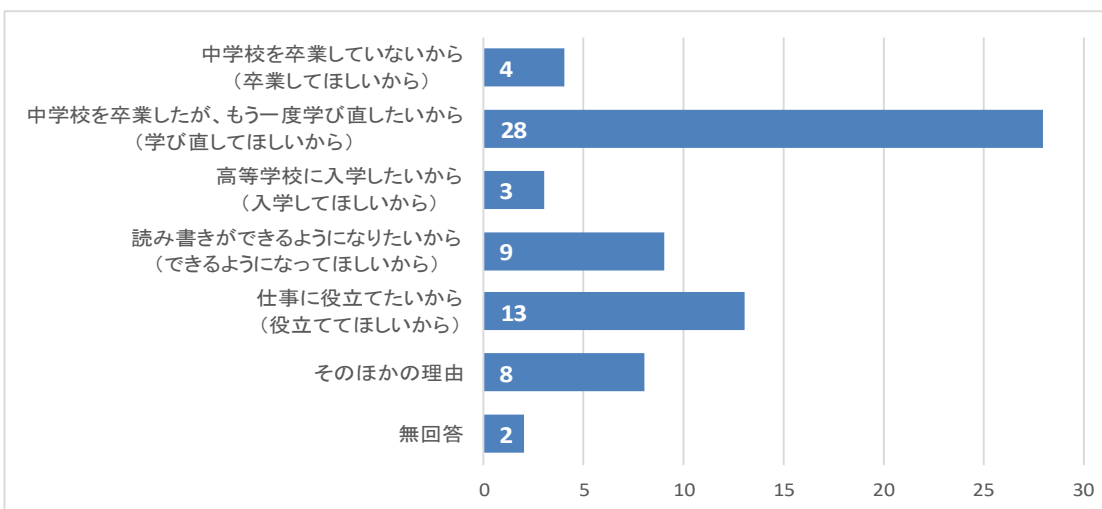
(3) 自分が夜間中学で学んでみたいと思いますか。または、夜間中学のことを知  
 らせたい人が、あなたのまわりにいますか。

- 1 自分が学んでみたい 26人(13%)
- 2 知らせたい人がまわりにいる 28人(14%)
- 3 学んでみたいと思わないし、まわりにもいない 124人(64%)
- 4 無回答 16人(8%)



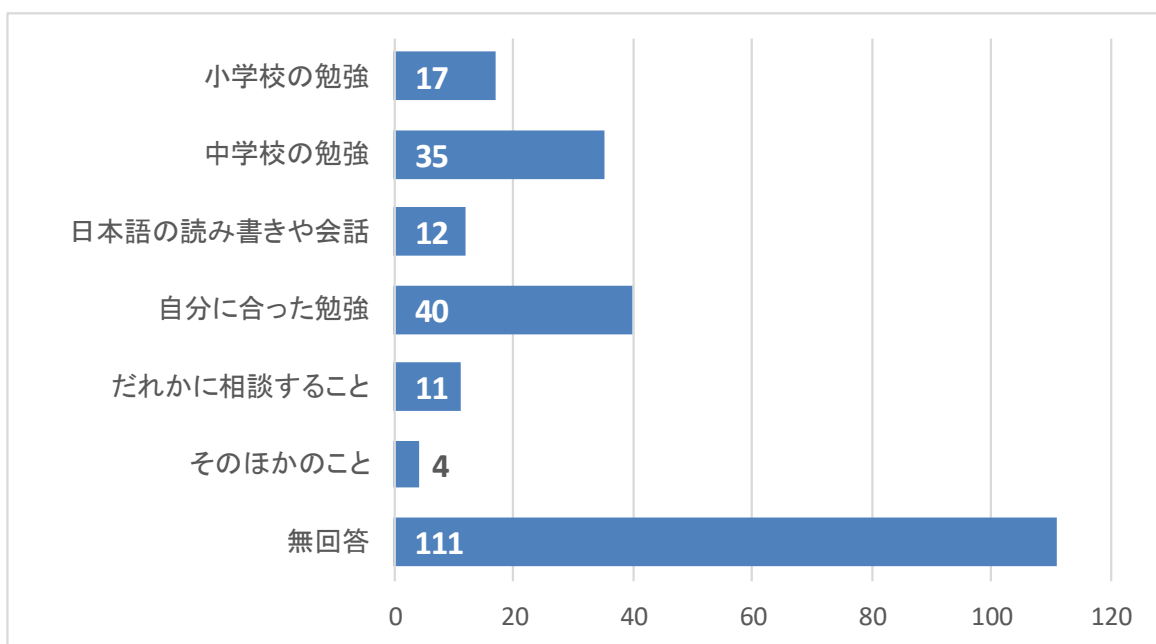
(4) あなたが学びたい、または、その人に知らせたい理由を教えてください。

- 1 中学校を卒業していないから 4人
- 2 中学校を卒業したが、もう一度学び直したいから 28人
- 3 高等学校に入学したいから 3人
- 4 読み書きができるようになりたいから 9人
- 5 仕事に役立てたいから 13人
- 6 そのほか 8人
- 7 無回答 2人



(5) 夜間中学で何をしたいですか。

- 1 小学校の勉強 17人
- 2 中学校の勉強 35人
- 3 日本語の読み書きや会話 12人
- 4 自分に合った勉強 40人
- 5 だれかに相談すること 11人
- 6 そのほか 4人
- 7 無回答 111人



(6) 自由記述 (抜粋)

- ・大切な学校だと考えています。充実した環境を整備してあげてください。(50代)
- ・助かる人が多いと思います(80代以上)
- ・和歌山にもたくさん夜間中学校を必要としている方々がいると思います。設置に向けてこれからもご尽力いただけるようお願い申し上げます。(20代)
- ・学び直しの機会を県が主導でしているので安心。他の地域でも夜間中学を求めている人はあるはずなので、他の地域にも夜間中学を設置して欲しい。(30代)
- ・長期間の不登校となっている生徒は一定数いると思う。そういった子どもたちの学び直しの場として、重要になってくると思う。新宮市に開設できるということで、隣接する三重県の南部に居住する子どもたちも入学対象としてほしい。(10代)

- ・必要な方への周知の工夫が必要だと思います。また、すでにある学び直し教室との住み分けも明確になると、入学される方も増えるのかなと思います。(40代)
- ・太地町にも最近外国の方をお見かけしますので賛成です。(80代以上)
- ・現在不登校の我が子が近い将来学べる場所がある事は安心です。(30代)
- ・小学校～中学校と不登校をして現在ひきこもりである人に学びの場とし、行ける所であるといいと思います。(20代)
- ・中学校は不登校であったが現在は少しずつ動き出している。学びの場として教えてあげたい。(60代)
- ・私は、小学校6年から、中学校3年間、ずっと学校には行けていません。高校は、行けましたが、もう一度、中学の勉強がしたいです。(30代)
- ・外国から来た人や何らかの理由で小、中、高での教育が受けられなかった方には、とても必要だと思います。(60代)
- ・何らかの理由で学校に行ってなく、これから頑張っしょうとする人にはとても良いことだと思う(70代)
- ・友達の孫が不登校・私は、中高卒業してるけど行きたい・新宮市にできたらいい(10代)
- ・学びは生きがいにも繋がります。学び直しは何歳からでも可能と思います。(50代)
- ・身近には居ないが、学びたいと思った時に道が開ける環境がある地域や社会をめざすべきだと思う。(50代)
- ・この地域ではなく、和歌山市・田辺市などの人口の多い地域に多様な学びを提供できる場所が必要であろうと考えます。(50代)

○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（抄）  
（平成 28 年法律第 105 号）

（基本理念）

第 3 条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

（一～三 略）

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

（五 略）

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第 7 条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育機会の確保等に関する基本的事項
- 二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項
- 三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項
- 四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

（3～4 略）

（就学の機会の提供等）

第 14 条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

## ○ 義務教育費国庫負担法（抄）（昭和 27 年法律第 303 号）（平成 29 年 3 月改正）

（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年 法律第百六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）

二（略）

三 都道府県立の義務教育諸学校（前号に規定するものを除く。）に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費（学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として配置される教職員に係るものに限る。）

## ○ 第 3 期教育振興基本計画（平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定）

第 2 部 今後 5 年間の教育政策の目標と施策群

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

## ○ 夜間中学の設置・充実

- ・ 学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

## ○ 第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日 閣議決定）

目標(7) 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

## ○夜間中学の設置・充実

- ・ 学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。